

ふるさと制度の利用について

(一社) 京都水泳協会

ふるさと制度を利用して、国民体育大会に京都府から出場を希望する場合、以下の手順に従って申請を行って下さい。なお、本申請を行わなかった出場者は、京都府代表選手としての選考対象外とします。

1. 対象者

- ① 京都府内の高等学校（高等学校を卒業していない者は卒業中学校）を卒業した者
- ② 現在、大学生または京都府外の事業所に勤務している者
- ③ 本年度の国体予選会（京都選手権水泳競技大会）に出場し、京都府代表選手としての選考を希望する者

以上のすべての項目に該当する選手は、以下のどちらかの書類を作成し、競技会申込書類とともに提出すること。

- ※ 大会申込書類の提出と同時に提出する必要があります。大会当日の提出は認められません。
- ※ 本書類を提出した場合、他都道府県での国体代表選手選考はできません。
(年度内につき1都道府県からしか選手選考はされません。)
- ※ 京都選手権水泳競技大会を通常の競技会として出場する場合、本書類の提出は必要ありません。

2. 提出書類の様式について

(1) 様式1-A (新規登録)

大学生として京都府代表選手としての選考対象を初めて希望する者、または社会人1年目の者

例) 大学1回生で、大会に出場する場合

社会人1年目となり、大会に出場する場合

- ※ 4(1)の利用回数は、大学1回生は「1. 初回」を必ず選択すること。
- ※ 「2. 2回目」を選択できるのは、大学在籍時にふるさと登録を行い、社会人1年目として本大会に出場する場合に限る。

(2) 様式1-B (継続使用)

昨年度までにふるさと登録を利用して国体予選会に出場した大学生（2回生以降の全学年）

または社会人2年目以降の者

例) 大学3回生で、昨年度に引き続き国体予選会に出場する場合

- ※ 大学在籍初年度には「1-A」を提出しますが、それ以降、卒業までの期間は「1-B (継続)」を使用して下さい。

3. その他

何かご不明な点がございましたら、京都水泳協会記録担当（鬼頭）までメールでお問い合わせ下さい。

連絡先メールアドレス： k y o t o s w i m ● y a h o o . c o . j p

●には「@」が入ります。